

入札参加者各位

福岡県流域下水道事務所長

## 被災者を雇用した建設業者への工事成績評定の取扱いについて

平成29年7月九州北部豪雨又は平成30年7月豪雨による被災者の就業支援を図るため、以下のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 対象工事

請負金額が250万円を超える建設工事で、平成29年7月九州北部豪雨又は平成30年7月豪雨による被災者<sup>※1</sup>を現場作業員として10日以上雇用<sup>※2</sup>した工事

(※1) 被災者：平成29年7月九州北部豪雨又は平成30年7月豪雨で被災された方で、市町村発行のり災証明書、被災証明書で確認できる方。

(※2) 雇用関係：元請、下請けを問わない。また、臨時雇用も問わない。

#### 2. 工事成績評定の取扱い

平成29年7月九州北部豪雨又は平成30年7月豪雨による被災者を現場作業員として10日以上雇用した実績があった場合に、評価の対象とします。

(1) 対象工事において雇用実績があった場合は、当該工事の工事成績評定において審査項目6. 社会性等I. 地域への貢献等の「その他」の項目に該当するものとして取扱う。

(2) 1名につき1点、2名以上で最大2点とする。

#### 3. 提出書類

り災証明書、被災証明書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等、当該者が以下の①、②のいずれかであることを確認できる書類の写し

①平成29年7月九州北部豪雨による被災者で、平成29年7月5日以降に雇用となった従業員

②平成30年7月豪雨による被災者で、平成30年7月5日以降に雇用となった従業員

#### 4. 雇用日数確認方法

建設業退職金共済制度における共済手帳の証紙等（出勤簿等も可）

#### 5. 実施時期

平成30年9月3日（以降に工事成績評定を受ける工事）

ただし、上記3.①に伴うものについては、平成30年4月1日以降に工事成績を受ける工事

※書類等は、竣工時に現場監督員へ提出してください。